

# 休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

当組合では、平成30年1月に施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）」に基づき、お客さまからお預りしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、最終異動日から10年6か月を経過する日までに公告を行ったうえで、預金保険機構に移管いたします。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客さまのご請求により所定のお手続き後、いつでも払戻しいたします。ご請求にあたっては、ご本人さまの預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

## 【休眠預金等の定義】

1. 「休眠預金等」とは、最終異動日から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険法上の付保対象とされているものを表します。
3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

- ①当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ②預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等）※
- ③お客さまへの通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限り。）
- ④預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

※なお、当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条1項3～5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

- ・法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払停止が解除された日
- ・強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日
- ・法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた（入出金を当組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行われた日（又は行われないことが確定した日）。

4. 「異動」とは、当該預金等に係るお客さま及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、以下の表のお取引が該当します。

## 【異動にあたるお取引一覧表】

預金種類	法定異動事由	当組合が認可を受けている異動事由		
		預金通帳・証書の発行、記帳、繰越	ATMによる残高照会（※1）	総合口座に含まれる他預金の異動（※2）
当座預金		—	—	—
普通預金（無利息型を含む）	・引出し	○	○	○
貯蓄預金	・預入れ	○	○	—
期日指定定期預金	・振込みの受入れ	○	—	○
自由金利型定期金・M型（スーパー定期）	・振込みによる払出し	○	—	○
自由金利型定期預金（大口定期）	・口座振替その他の事由による債権額の異動	○	—	—
変動金利定期預金	・手形または小切手の提示その他第三者等による支払の請求	○	—	—
積立定期預金	・預金者等による公告の対象となっている預金に係る情報の提供の求め	○	—	—
定期積金（スーパー積金）		○	—	○
通知預金		○	—	—
納税準備預金		○	—	—
財産形成預金	休眠預金等活用法の対象ではございません。			
マル優	休眠預金等活用法の対象ではございません。			

（※1）ATMによる残高照会は、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限りです。

（※2）総合口座に含まれるいずれかの預金について上記の異動があった場合は、当該口座の他の預金についても異動事由となります。

ただし、平成31年3月10日午前7時以降に異動が発生したものに限りです。

※異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがあります。